

様式第1号

生駒市市民活動団体支援制度登録申請書

平成24年 4月26日

生駒市長 山下 真 殿

団体名 生駒市学童保育運動連絡協議会

代表者名 柏原 伸次 印

所在地 生駒市

電話 0743 - -

生駒市民が選択する市民活動に対する支援に関する条例第5条の規定による登録を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 支援対象事業の名称  
生駒市学童保育に通う児童の健全育成を助成する事業

2 支援対象事業の分野  
[主たる分野を一つ選択し、○で囲んでください]

保健・医療・福祉	社会教育	まちづくり	観光	農山漁村等
文化・芸術・スポーツ	環境の保全	災害救援	地域安全	人権・平和
国際協力	男女共同参画	<b>子どもの健全育成</b>	情報化社会	科学技術
経済活動	職業能力・雇用機会	消費者の保護	NPO支援	その他 ( )

3 支援金希望額 (D) 225,000 円

事業に要する経費 (A)	510,000 円
事業に要する経費のうち対象となる経費 (B)	450,000 円
事業によって得られる収入 (C)	285,000 円
支援金希望額 (D) ※「支援金希望額」は、(B)の2分の1以内 (上限50万円) 又は「(A)-(C)」のいずれか高くない方	225,000 円

【添付書類】

- (1) 団体概要調書 (様式第2号)
- (2) 規約、会則、定款等その他これらに類するものの写し
- (3) 団体構成員名簿の写し
- (4) 支援対象事業に係る事業計画書 (様式第3号)
- (5) 支援対象事業に係る収支予算書 (様式第4号)
- (6) 書類送付先等届出書
- (7) 団体紹介冊子原稿



団体概要調書

団体名	生駒市学童保育運動連絡協議会		
市内事務所の所在地	〒630- 生駒市 専用事務所・ <u>住居と兼用</u> ・その他( )		
	電話	-	FAX -
代表者氏名	柏原 伸次		
設立年月	1973年12月	主な活動地域	生駒市
会報等の発行	<input checked="" type="checkbox"/> (1回発行)・無	会員数	823
メールアドレス			
ホームページ			
団体の目的	放課後の保育に欠ける小学児童の健全な育成を図る学童保育事業への理解と協力を深め、その発展に寄与する。		
主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学童保育を考える議員等懇談会と語るつどい</li> <li>● 学童フェスティバル</li> <li>● 耐寒登山(学童保育所入所児童対象)</li> <li>● すもう大会(学童保育所入所児童対象)</li> <li>● 百人一首大会(学童保育所入所児童対象)</li> </ul>		
主な活動の実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 議員等懇談会と語るつどい(H23.9.4)</li> <li>● 学童フェスティバル(H23.10.30)</li> <li>● 耐寒登山(H24.2.4)</li> <li>● すもう大会(H23.8.20)</li> <li>● 百人一首大会(H24.1.21)</li> </ul>		
市から受けている他の補助金等	<input type="checkbox"/> 有 補助金等の名称 _____ 担当課 _____		
	<input checked="" type="checkbox"/> 無		

# 生駒市学童保育運動連絡協議会 規約

## 第1章 総 則

(名称ならびに構成員)

- 第1条 ①本会は、生駒市学童保育運動連絡協議会（以下、市連協という）と称する。  
②本会は、生駒市学童育成クラブ学童保育実施要領に基づく市内の学童保育所に入所を認められた児童の保護者ならびに正規指導員および入会を希望するその他の指導員をもって構成する。

(目的)

- 第2条 ①本会は、市内の学童保育保護者会（以下、保護者会という）ならびに指導員会との連携を図り学童保育事業への理解と協力を深め、その発展に寄与することを目的とする。  
②本会は、生駒市学童保育運営協議会（以下、運営協議会という）の構成員として、市連協委員の担当者がこれを兼務し、学童保育事業の円滑なる運営を図ることを目的とする。

(事務所)

- 第3条 本会は、事務所を会長が居住する住所地におく。

## 第2章 活 動

(活動報告)

- 第4条 本会は第2条の目的を達成するために次の活動を行なう。
1. 原則として毎月1回市連協委員会を定期に開催する。
  2. 毎年1回定期総会を開催する。
  3. 運営協議会に、委員を派遣する。
  4. 奈良県ならびに全国学童保育連絡協議会の活動に参加する。
  5. その他必要と認める事業をおこなう。

## 第3章 市連協委員の役職

(市連協委員の役職)

- 第5条 ①本会に次の市連協委員の役職をおく。
1. 会 長 1名
  2. 副会長 若干名
  3. 事務局長 1名
  4. 会 計 若干名
  5. 書 記 若干名
- ②上記の役職以外に顧問と会計監査をおく。

(市連協委員の選出・任期)

- 第6条 市連協委員は次のように選出する。
- ①市連協委員は学童保育所毎に1名以上の委員を選出する。
  - ②①に定めた市連協委員は、ひとつの小学校敷地内に学童保育所が複数ある場合、施設ごとに1名以上の委員を選出する。

- ③市連協委員の任期は14ヶ月（4月から翌年5月の定期総会まで）とする。  
ただし、再任は妨げない。
- ④市連協委員の役職は、市連協委員会において市連協委員の中から選出し、総会の承認を得る。
- ⑤顧問は、当年度会長が市連協委員経験者のなかから委嘱する。
- ⑥会計監査は、市連協会計担当者が次年度の会計監査を行う。なお当該者が児童の卒所・退所で退会した場合は所属学童から1名選出する。

（役職の職務）

- 第7条
- ①会長は、本会を代表し会の業務を総括する。
  - ②副会長は、会長を補佐し会長不在の場合は代理する。
  - ③事務局長は、本会の事務処理業務を統括する。
  - ④会計は、本会の会計業務を行なう。
  - ⑤会計監査は、本会の会計及び資産状況を監査しその適正か否かを総会で報告する。
  - ⑥顧問は、委員経験者から選び会の諮問に應じ会に出席して意見を述べる。

第4章 会 議

（会議の種類）

第8条 本会には次の会を置く。

- ①総会
- ②市連協委員会
- ③各種委員会

（総会の開催）

- 第9条
- ①市連協の総会は、全構成員で組織する。
  - ②総会は、新会計年度開始後2ヶ月以内に1回開催する。
  - ③総会は、会長が招集する。
  - ④総会は、委任状を含め、構成員の半数の出席をもって成立する。
  - ⑤議長の選出は、出席者の中から候補者をつのる。但し、候補者がいない場合は、別表に定めるローテーションにのっとり、その年度の当番学童が担当する。
  - ⑥会長は必要と認める場合には、臨時総会を開催することができる。
  - ⑦会長は、市連協委員会委員のうち半数以上が臨時総会の開催を要望すれば、臨時総会を開催しなければならない。

（総会の審議事項）

- 第10条
- ①市連協委員役職選任案に関する件
  - ②活動報告ならびに事業報告に関する件
  - ③収支決算報告に関する件
  - ④活動方針案ならびに事業計画案に関する件
  - ⑤予算案に関する件
  - ⑥規約変更に関する件
  - ⑦その他市連協委員が必要と認めた件

(総会の議決)

第11条 総会における議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

ただし、保護者の議決権は児童の世帯あたり1とする。

(市連協委員会の開催)

第12条 ①市連協委員会は、会長が招集し、その議長となる。

②市連協委員会は、原則毎月1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときには、臨時に開催する事ができる。

③会長は市連協委員会委員のうち半数以上が臨時委員会の開催を要望すれば、臨時委員会を開催しなければならない。

④市連協委員会は、各学童の市連協委員をもって構成する。傍聴者の出席は妨げない。

⑤市連協委員が欠席の場合、代理出席を認める。但し、代理者は原則として当該年度当初市連協委員会に登録された者とする。

## 第5章 会 計

(経費・会計年度)

第13条 ①本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

②本会の会計における収入は、会費及び事業収入などをもってこれにあてる。

③会費は学童1人年間1000円とする。指導員については1人年間一律に1000円とする。但し、1月1日以降の入会者はいずれもその半額とする。年度途中での退会のときも返納は行わないこととする。

## 第6章 改正手続

(規約の変更)

第14条 この規約の改正は、市連協委員会での決議を得て総会に諮る。

## 附 則

1. この規約は1997年5月18日から効力を発する。

2. 1998年5月24日 4条、5条、7条、10条、11条 一部改正

3. 2001年5月27日 10条 一部改正

4. 2003年3月2日 2条、4条、5条、6条、7条、9条、10条 一部改正

5. この改正は、2007年5月21日から施行する。

6. この改正は2009年5月18日から施行する

7. 2010年5月17日 第6条⑤改正

8. 2011年5月22日 第6条、第7条、第8条、第11条の一部改正

様式第3号

支援対象事業に係る事業計画書

団体名	生駒市学童保育運動連絡協議会（略称市連協）	
事業の名称	生駒市学童保育に通う児童の健全育成を助成する事業	
事業の目的及び効果	学校や地域と連携し、市内の学童保育所に通う児童の健全育成を通じ、子育てをしやすい町として周辺からの勤労世帯の流入により、市財政の安定と高齢社会を支える。また、これからの社会のリーダーとなる若者を育成し、お年寄りから赤ちゃんまで皆が安心して住み続けることのできるまちづくりに貢献する。	
事業のアピール	学童保育事業が担う社会的使命について、議員等をはじめ広く市民と語り合うことで理解を深める場を提供する。また、学童保育に通う児童の健全な育成のため伝承遊びや集団での活動を提供する。	
主な対象者	市内学童保育所に通う児童および市民	
事業実施期間	平成24年4月～平成25年3月	
交付決定前の事業着手	<input checked="" type="checkbox"/> 有	（その理由） 懇談会を有意義なものとするため、より多くの議員や市民に参加を呼びかけるチラシや資料を事前に作成する必要があるため
	<input type="checkbox"/> 無	
事業実施場所	市内コミュニティーセンターなど	
事業スケジュール	時期 (月)	内容
	7月	語るつどい案内書作成
	8月	語るつどい参加申込書受付 すもう大会実施（あすか野グラウンド）
	9月	「議員等懇談会および語るつどい」実施
	10月	学童フェスティバル
	1月	耐寒登山実施 百人一首大会実施
実施体制	総括：柏原 伸次 事務局：2名（5月27日の総会にて決定） 会計：1名（5月27日の総会にて決定）実施担当：市連協委員	

\*各項目を別紙にて添付可

## 支援対象事業に係る収支予算書

団 体 名 生駒市学童保育運動連絡協議会

事業の名称 生駒市学童保育に通う児童の健全育成を助成する事業

## 1 収入 (単位：円)

項目	金額	説明(積算等)
生駒市支援金	225,000	
事業収入	230,000	耐寒登山・すもう大会参加費
自主財源	55,000	会費
合 計	510,000	

## 2 支出 (単位：円)

項目	金額	説明(積算等)
賃金	40,000	語るつどい託児費用
報償費	60,000	参加商品代など
旅費		
消耗品費	80,000	フェスティバルなど消耗品
食糧費	40,000	弁当、飲料
燃料費		
印刷製本費	70,000	パンフレット、レジュメ印刷等
通信運搬費	10,000	送料
保険料		
委託料		
使用料及び賃借料	200,000	バス借上料他
原材料費	10,000	食材費
備品費		
その他		
合 計	510,000	

## 【添付書類】

- (1) 支出科目の内訳書
- (2) 備品購入理由書 (備品の購入がある場合)

支出項目の内訳書

項目	金額 (円)	内訳
	支援対象経費額 (円)	
賃金	40,000	語るつどい、議員懇談会託児費用 8人×5h×500円×2回
	40,000	
報償費	60,000	すもう大会、フェスティバル参加商品代など
	0	
旅費		
消耗品費	80,000	フェスティバルなど消耗品 (模造紙、ポスターカラー、テープ等)
	80,000	
食糧費	40,000	弁当、飲料 (すもう大会、フェスティバル)
	40,000	
燃料費		
印刷製本費	70,000	パンフレット、レジュメ印刷等
	70,000	
通信運搬費	10,000	送料 (郵便 80円×75=6000円、手荷物運搬料 4000円)
	10,000	
保険料		
委託料		
使用料及び賃借料	200,000	バス借上料、会場使用料他
	200,000	
原材料費	10,000	食材費
	10,000	
備品費		
その他		
合計	510,000	
	450,000	